

令和 2 年  
第 1 回 定例市議会

# 条例議案等参考

阿久根市



議案 番号	件名	ページ
1 2	阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	1
1 4	阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について	1
1 5	阿久根市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
1 6	阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
1 7	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	5
1 8	阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
1 9	阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
2 0	阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	1 2

2 2	阿久根市出生祝い商品券支給条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
2 3	阿久根市はり，きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 4
2 4	阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	1 4
2 6	阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
2 7	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
2 8	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
2 9	簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の改正等に関する条例の制定について	2 6

議案第12号参考 阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市監査委員条例（昭和39年阿久根市条例第19号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（請求又は要求に基づく監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第242条第1項又は第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該請求又は要求があった日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、その旨を当該請求又は要求したものに通知し、着手期限を延長することができる。</p>	<p>（請求又は要求に基づく監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第242条第1項又は第243条の2第3項<u>    </u>の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該請求又は要求があった日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、その旨を当該請求又は要求したものに通知し、着手期限を延長することができる。</p>

議案第14号参考 阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市情報公開条例（平成13年阿久根市条例第15号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（公開請求権）</p> <p>第5条 <u>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。</u></p> <p>（公開請求の手続）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>(1) <u>公開請求する者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</u></p>	<p>（公開請求権）</p> <p>第5条 <u>次に掲げるものは、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>市の区域内に住所を有する者</u>                  (2) <u>市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u>                  (3) <u>市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u>                  (4) <u>市の区域内に存する学校に在学する者</u>                  (5) <u>前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの</u></p> <p>（公開請求の手続）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>(1) <u>公開請求するものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名</u></p>

<p>(2) <u>公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項</u></p> <p>2 (略) <u>(費用の負担)</u> 第18条 <u>公文書の公開に係る手数料は、無料とする。</u> 2 <u>公開請求をして公文書の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録を複写したものを含む。以下同じ。）の交付を受けようとする者は、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。</u></p>	<p>(2) <u>次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項</u> ア <u>前条第2号に掲げるもの</u> <u>そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地</u> イ <u>前条第3号に掲げる者</u> <u>その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地</u> ウ <u>前条第4号に掲げる者</u> <u>その者の在学する学校の名称及び所在地</u> エ <u>前条第5号に掲げるもの</u> <u>そのものが有する利害を示す書面</u> (3) <u>公文書の名称その他公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項</u> 2 (略) <u>(手数料)</u> 第18条 <u>公文書の公開を受ける者は、阿久根市手数料条例（平成12年阿久根市条例第4号）に規定する手数料を納めなければならない。</u></p>
---	--

○ 阿久根市個人情報保護条例（平成15年阿久根市条例第32号）  
（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p><u>(費用の負担)</u> 第25条 <u>保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。</u> 2 <u>第23条の規定により写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録を複写したものを含む。以下同じ。）の交付を受けようとする者は、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。</u></p>	<p><u>(手数料)</u> 第25条 <u>保有個人情報の開示を受ける者は、阿久根市手数料条例（平成12年阿久根市条例第4号）に規定する手数料を納めなければならない。</u></p>

○ 阿久根市手数料条例（平成12年阿久根市条例第4号）  
（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
番号	手数料を徴収する事項	手数料の金額	番号	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～45	（略）		1～45	（略）	
46	行政不服審査法（平成26年法律第68号）又は阿久根市行政不服審査会条例（平成28年阿久根市条例第6号）に基づく書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	白黒1枚につき10円，カラー1枚につき60円（用紙は，且本産業規格A3 以下とする。）	46	阿久根市情報公開条例（平成13年阿久根市条例第15号）又は阿久根市個人情報保護条例（平成15年阿久根市条例第32号）に基づく公文書の閲覧又は写しの交付	文書，図面及び写真の閲覧1件につき 200円 ビデオテープの写しの交付1巻につき 400円 録音テープの写しの交付1巻につき 300円 文書，図面及び写真の写しの交付1件につき200円に，白黒1枚につき20円，カラー1枚につき60円を加えて得た額（用紙は，日本工業規格B列4判以下とする。）
47	その他の証明	1件につき 200円	47	行政不服審査法（平成26年法律第68号）又は阿久根市行政不服審査会条例（平成28年阿久根市条例第6号）に基づく書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	白黒1枚につき20円，カラー1枚につき60円（用紙は，且本工業規格B列4判以下とする。）
47	その他の証明	1件につき 200円	48	その他の証明	1件につき 200円
備考	（略）		備考	（略）	

議案第15号参考 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿久根市条例第23号） （下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条（略） 2（略） <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条（略） 2（略）

議案第16号参考 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年阿久根市条例第1号）  
 （第1条関係） （下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行																								
別表（第2条、第6条関係）	別表（第2条、第6条関係）																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(43)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(44)～(54)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(55) 働く女性の家運営委員会委員</u></td> <td>日額 4,600円</td> </tr> <tr> <td><u>(56)～(64)（略）</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(1)～(43)（略）	(略)	(44)～(54)（略）	(略)	<u>(55) 働く女性の家運営委員会委員</u>	日額 4,600円	<u>(56)～(64)（略）</u>	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(43)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(44) 総合開発審議会会長</u></td> <td>日額 4,800円</td> </tr> <tr> <td><u>(45) 総合開発審議会委員</u></td> <td>日額 4,600円</td> </tr> <tr> <td><u>(46)～(56)（略）</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(57) 働く女性の家運営委員会委員</u></td> <td>日額 4,600円</td> </tr> <tr> <td><u>(58)～(66)（略）</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(1)～(43)（略）	(略)	<u>(44) 総合開発審議会会長</u>	日額 4,800円	<u>(45) 総合開発審議会委員</u>	日額 4,600円	<u>(46)～(56)（略）</u>	(略)	<u>(57) 働く女性の家運営委員会委員</u>	日額 4,600円	<u>(58)～(66)（略）</u>	(略)
区分	報酬額																								
(1)～(43)（略）	(略)																								
(44)～(54)（略）	(略)																								
<u>(55) 働く女性の家運営委員会委員</u>	日額 4,600円																								
<u>(56)～(64)（略）</u>	(略)																								
区分	報酬額																								
(1)～(43)（略）	(略)																								
<u>(44) 総合開発審議会会長</u>	日額 4,800円																								
<u>(45) 総合開発審議会委員</u>	日額 4,600円																								
<u>(46)～(56)（略）</u>	(略)																								
<u>(57) 働く女性の家運営委員会委員</u>	日額 4,600円																								
<u>(58)～(66)（略）</u>	(略)																								



(第2条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		現 行	
別表(第2条,第6条関係)		別表(第2条,第6条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(1)～(54) (略)	(略)	(1)～(54) (略)	(略)
		<u>(55) 働く女性の家運営委員会委員</u>	<u>日額 4,600円</u>
<u>(55)～(63)</u> (略)	(略)	<u>(56)～(64)</u> (略)	(略)

議案第17号参考 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例関係新旧対照表

○ 一般職に属する職員の給与に関する条例(昭和26年阿久根市条例第1号)

(第1条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(期末手当) 第11条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第11条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第11条の4第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____、又は死亡した職員(第14条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2・3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	(期末手当) 第11条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第11条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第11条の4第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、 <u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u> 、又は死亡した職員(第14条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2・3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した職員にあっては、退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第11条の3 (略)

- (1) (略)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第11条の4 (略)

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) (略)

2・3 (略)

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(勤勉手当)

第11条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定め

5・6 (略)

第11条の3 (略)

- (1) (略)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第11条の4 (略)

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) (略)

2・3 (略)

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(勤勉手当)

第11条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定め

<p>る日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____，又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し_____，又は死亡した職員にあっては，退職し_____，又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が，当該各項に規定する期間内で第11条の2第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し_____，又は死亡したときは，<u>同項の_____</u>規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし，規則で定める職員については，この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>	<p>る日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し，<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>，又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し，<u>若しくは失職し</u>，又は死亡した職員にあっては，退職し，<u>若しくは失職し</u>，又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が，当該各項に規定する期間内で第11条の2第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し，<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>，又は死亡したときは，<u>第11条の2第1項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし，規則で定める職員については，この限りでない。</u></p> <p>7 (略)</p>
---	---

○ 阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年阿久根市条例第19号）

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（失職の例外）</p> <p>第5条 <u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予された者で次に掲げる事由に基づくものについては、情状により特に失職しないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第5条 <u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予された者で次に掲げる事由に基づくものについては、情状により特に失職しないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

○ 阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年阿久根市条例第13号）

（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（退職手当）</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>（退職手当）</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

○ 阿久根市印鑑条例（昭和54年阿久根市条例第6号）

（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（登録の資格）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p><u>(1) 15歳未満の者</u></p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>（登録印鑑の規制）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>（印鑑登録原票）</p> <p>第7条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載_____</p> <p>_____</p> <p>_____がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p>	<p>（登録の資格）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>（登録印鑑の規制）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている_____</p> <p>_____氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>（印鑑登録原票）</p> <p>第7条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p>

(4)～(6) (略) 2・3 (略)	(4)～(6) (略) 2・3 (略)
------------------------	------------------------

○ 阿久根市職員等の旅費に関する条例（平成2年阿久根市条例第21号）

（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第16条各号</u> <u>若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により</u> 退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は 支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第16条第2号から第5</u> <u>号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により</u> 退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は 支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p>

○ 阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年阿久根市条例第18号）

（第6条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（職員）</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない 者</p> <p>3 (略)</p>	<p>（職員）</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない 者</p> <p>3 (略)</p>

議案第18号参考 阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市奨学金貸付基金条例（平成4年阿久根市条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（奨学金の種類及び額）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><u>4 国，地方公共団体その他の団体から奨学金その他これに類する資金を借り受ける者に対しては，奨学金の貸付けを行わない。</u></p>	<p>（奨学金の種類及び額）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><u>4 授業料若しくは入学金を免除された者又は他の機関から学資の援助を受ける者に対しては，奨学金の貸付けを行わず，又は前2項の額から当該免除を受けた額若しくは援助を受けた額を差し引いた額の奨学金を貸し付けることができる。</u></p>

議案第19号参考 阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市立学校施設使用条例（昭和33年阿久根市条例第32号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行																																																																										
<p>別表（第4条関係）</p> <p>学校施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">8時～12時</th> <th style="text-align: center;">12時～17時</th> <th style="text-align: center;">17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿久根小学校屋内運動場</td> <td style="text-align: center;">660円</td> <td style="text-align: center;">660円</td> <td style="text-align: center;">1,320円</td> </tr> <tr> <td>大川小学校屋内運動場</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">1,320</td> </tr> <tr> <td>折多小学校屋内運動場</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">1,320</td> </tr> <tr> <td>阿久根中学校屋内運動場</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">1,320</td> </tr> <tr> <td>三笠中学校屋内運動場</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">1,320</td> </tr> <tr> <td>その他の小・中学校屋内運動場</td> <td style="text-align: center;">440</td> <td style="text-align: center;">440</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> </tr> <tr> <td>その他の教室</td> <td style="text-align: center;">220</td> <td style="text-align: center;">220</td> <td style="text-align: center;">770</td> </tr> <tr> <td>照明施設1時間につき</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">440</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	施設名	8時～12時	12時～17時	17時～22時	阿久根小学校屋内運動場	660円	660円	1,320円	大川小学校屋内運動場	660	660	1,320	折多小学校屋内運動場	660	660	1,320	阿久根中学校屋内運動場	660	660	1,320	三笠中学校屋内運動場	660	660	1,320	その他の小・中学校屋内運動場	440	440	1,100	その他の教室	220	220	770	照明施設1時間につき	440			<p>別表（第4条関係）</p> <p>学校施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">8時～12時</th> <th style="text-align: center;">12時～17時</th> <th style="text-align: center;">17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿久根小学校屋内運動場</td> <td style="text-align: center;">660円</td> <td style="text-align: center;">660円</td> <td style="text-align: center;">1,320円</td> </tr> <tr> <td><u>折多小学校屋内運動場</u></td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">1,320</td> </tr> <tr> <td><u>阿久根中学校屋内運動場</u></td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">1,320</td> </tr> <tr> <td><u>大川中学校屋内運動場</u></td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">1,320</td> </tr> <tr> <td>三笠中学校屋内運動場</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">1,320</td> </tr> <tr> <td>その他の小・中学校屋内運動場</td> <td style="text-align: center;">440</td> <td style="text-align: center;">440</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> </tr> <tr> <td>その他の教室</td> <td style="text-align: center;">220</td> <td style="text-align: center;">220</td> <td style="text-align: center;">770</td> </tr> <tr> <td>照明施設1時間につき</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">440</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>			施設名	8時～12時	12時～17時	17時～22時	阿久根小学校屋内運動場	660円	660円	1,320円	<u>折多小学校屋内運動場</u>	660	660	1,320	<u>阿久根中学校屋内運動場</u>	660	660	1,320	<u>大川中学校屋内運動場</u>	660	660	1,320	三笠中学校屋内運動場	660	660	1,320	その他の小・中学校屋内運動場	440	440	1,100	その他の教室	220	220	770	照明施設1時間につき	440		
施設名	8時～12時	12時～17時	17時～22時																																																																								
阿久根小学校屋内運動場	660円	660円	1,320円																																																																								
大川小学校屋内運動場	660	660	1,320																																																																								
折多小学校屋内運動場	660	660	1,320																																																																								
阿久根中学校屋内運動場	660	660	1,320																																																																								
三笠中学校屋内運動場	660	660	1,320																																																																								
その他の小・中学校屋内運動場	440	440	1,100																																																																								
その他の教室	220	220	770																																																																								
照明施設1時間につき	440																																																																										
施設名	8時～12時	12時～17時	17時～22時																																																																								
阿久根小学校屋内運動場	660円	660円	1,320円																																																																								
<u>折多小学校屋内運動場</u>	660	660	1,320																																																																								
<u>阿久根中学校屋内運動場</u>	660	660	1,320																																																																								
<u>大川中学校屋内運動場</u>	660	660	1,320																																																																								
三笠中学校屋内運動場	660	660	1,320																																																																								
その他の小・中学校屋内運動場	440	440	1,100																																																																								
その他の教室	220	220	770																																																																								
照明施設1時間につき	440																																																																										

議案第20号参考 阿久根市公民館条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市公民館条例（昭和54年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後					現 行				
（設置）					（設置）				
第2条（略）					第2条（略）				
名称		位置			名称		位置		
阿久根市中央公民館		阿久根市塩鶴町二丁目2番地 阿久根市民交流センター内			阿久根市中央公民館		阿久根市塩鶴町二丁目2番地 阿久根市民交流センター内		
阿久根市脇本地区公民館		阿久根市脇本7363番地			阿久根市脇本地区公民館		阿久根市脇本7363番地		
阿久根市大川地区公民館		阿久根市大川8219番地 1			阿久根市大川地区公民館		阿久根市大川8219番地 1		
阿久根市中央公民館鶴見分館		阿久根市鶴見町166番地							
阿久根市脇本地区公民館隼人分館		阿久根市脇本12047番地 1			阿久根市脇本地区公民館隼人分館		阿久根市脇本12047番地 1		
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）				
1 施設使用料					1 施設使用料				
区分		使用料			区分		使用料		
		9時～12時	12時～17時	17時～22時			9時～12時	12時～17時	17時～22時
脇本地区公民館	第1集会室	円 550	円 660	円 1,100	脇本地区公民館	第1集会室	円 550	円 660	円 1,100
	第2集会室	550	660	1,100		第2集会室	550	660	1,100
	会議室(ステージ)	330	440	770		会議室(ステージ)	330	440	770
	調理実習室	550	660	1,100		調理実習室	550	660	1,100
	図書室	330	440	770		図書室	330	440	770
	会議室	330	440	770		会議室	330	440	770
	研修室(和室)A	330	440	770		研修室(和室)A	330	440	770
	研修室(和室)B	330	440	770		研修室(和室)B	330	440	770
大川地区公民館	講堂	330	440	880	大川地区公民館	講堂	330	440	880
	調理室	440	550	1,100		調理室	440	550	1,100
	その他の室	220	330	660		その他の室	220	330	660



中央公民館鶴見分館	講習室1		1時間につき240円		
	講習室2		1時間につき300円		
	講習室3		1時間につき240円		
	講習室4		1時間につき300円		
	料理実習室		1時間につき620円		
	軽運動室		1時間につき360円		
	大会議室		1時間につき500円		
脇本地区公民館隼人分館	研修室A	330	440	770	
	研修室B	330	440	770	
	研修室C	330	440	770	
	研修室D	330	440	770	
	屋内運動場	440	440	1,100	
	照明施設1時間につき			440	
脇本地区公民館隼人分館	研修室A	330	440	770	
	研修室B	330	440	770	
	研修室C	330	440	770	
	研修室D	330	440	770	
	屋内運動場	440	440	1,100	
	照明施設1時間につき			440	

議案第22号参考 阿久根市出生祝い商品券支給条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市出生祝い商品券支給条例（平成23年阿久根市条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（支給額）</p> <p>第3条 <u>支給する商品券の額は、出生児1人につき10万円とする。</u></p>	<p>（支給額）</p> <p>第3条 <u>支給する商品券の額は、次の各号に掲げる出生した子の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>第1子 30,000円</u></p> <p>(2) <u>第2子 50,000円</u></p> <p>(3) <u>第3子以降の子 100,000円</u></p> <p>2 <u>前項の出生した子の区分は、支給対象者と同一世帯において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のうちから年齢の最も高い子を第1子とし、2番目を第2子とし、3番目以降を第3子以降の子として区分する。</u></p>

議案第23号参考 阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例（昭和48年阿久根市条例第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（助成の対象とする施術）</p> <p>第4条 この条例により助成の対象とする施術は、末しょう神経疾患及び運動器官疾患に対する施術とし1日1回以内、1か年（4月1日から翌年3月31日までとする。）<u>20回</u>以内の施術に限るものとする。</p> <p>（助成の額等）</p> <p>第5条 市が助成する額は、施術1回につき<u>900円</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 市内に施術所を有する者<u>又は市内に住所を有する者であって、専ら出張のみでその施術を行う者</u></p> <p>(3) （略）</p>	<p>（助成の対象とする施術）</p> <p>第4条 この条例により助成の対象とする施術は、末しょう神経疾患及び運動器官疾患に対する施術とし1日1回以内、1か年（4月1日から翌年3月31日までとする。）<u>30回</u>以内の施術に限るものとする。</p> <p>（助成の額等）</p> <p>第5条 市が助成する額は、施術1回につき<u>600円</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 市内に施術所を有する者_____</p> <p>(3) （略）</p>

議案第24号参考 阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市長寿祝金支給条例（平成17年阿久根市条例第10号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（支給対象者）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) 祝金を支給する日の属する年度の9月1日（以下「基準日」という。）現在において、本市に住所を有するに至った日から引き続き1年以上を経過する満80歳又は満88歳の者_____</p> <p>(2) （略）</p>	<p>（支給対象者）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) 祝金を支給する日の属する年度の9月1日（以下「基準日」という。）現在において、本市に住所を有するに至った日から引き続き1年以上を経過する満80歳又は満88歳の者<u>若しくは満101歳以上の者</u></p> <p>(2) （略）</p>

<p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に該当する者のうち満80歳のもの 5,000円</p> <p>(2) 前条第1号に該当する者のうち満88歳のもの 10,000円</p> <p>(3) 前条第2号に該当する者 50,000円</p> <p>(祝金の支給日)</p> <p>第4条 前条第1号及び第2号の祝金は、毎年基準日から国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する敬老の日前までに支給するものとする。ただし、特別の理由がある場合には、これを変更することができる。</p> <p>2 前条第3号の祝金は、その者が満100歳に達した日に支給する。ただし、特別の理由がある場合には、これを変更することができる。</p>	<p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に該当する者のうち満80歳のもの 5,000円</p> <p>(2) 前条第1号に該当する者のうち満88歳のもの 10,000円</p> <p>(3) 前条第1号に該当する者のうち満101歳以上のもの 20,000円</p> <p>(4) 前条第2号に該当する者 50,000円</p> <p>(祝金の支給日)</p> <p>第4条 前条第1号から第3号までの祝金は、毎年基準日から国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する敬老の日前までに支給するものとする。ただし、特別の理由がある場合には、これを変更することができる。</p> <p>2 前条第4号の祝金は、その者が満100歳に達した日に支給する。ただし、特別の理由がある場合には、これを変更することができる。</p>
---	---

議案第26号参考 阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市道路占用料徴収条例（平成3年阿久根市条例第29号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				現 行					
別表（第2条関係） 道路占用料金表				別表（第2条関係） 道路占用料金表					
（単位：円）				（単位：円）					
	占用物件	単位	占用料	摘要		占用物件	単位	占用料	摘要
法第32条	第1種電柱	1本につき1年	630	占用物件たる電	法第32条	第1種電柱	1本につき1年	690	占用物件たる電
第1項第1	第2種電柱		970	柱、電話柱を支え	第1項第1	第2種電柱		1,100	柱、電話柱を支え
号に掲げ	第3種電柱		1,300	ている支線又は支	号に掲げ	第3種電柱		1,400	ている支線又は支
る工作物	第1種電話柱		570	柱の占用料は徴収	る工作物	第1種電話柱		620	柱の占用料は徴収
	第2種電話柱		900	しない。		第2種電話柱		990	しない。
	第3種電話柱		1,200			第3種電話柱		1,400	

	その他の柱類		57			その他の柱類		62	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6			共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	
	地下に設ける電線その他の線類		3			地下に設ける電線その他の線類		4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550			路上に設ける変圧器	1個につき1年	600	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340			地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	370	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		480			郵便差出箱及び信書便差出箱		520	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	580			広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,600	
	家屋その他これに類する工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	570			家屋その他これに類する工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	620	
	その他のもの		1,100			その他のもの		1,200	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24	専用住居用排水管の占用料は徴収しない。	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26	専用住居用排水管の占用料は徴収しない。
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		56	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		68			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150	

	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		240				260		
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの		340				370		
	外径が1メートル以上のも の		680				740		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を 乗じて得た 額	1,100	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を 乗じて得た 額	1,200
		階数が2のもの	Aに0.008を 乗じて得た 額				階数が2のもの	Aに0.006を 乗じて得た 額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を 乗じて得た 額				階数が3以上のもの	Aに0.008を 乗じて得た 額	
	通路	上空に設 けるもの	290			通路	上空に設 けるもの	800	
		地下に設 けるもの	170				地下に設 けるもの	480	
		その他の もの	340				その他の もの	370	
	その他のもの		1,100			その他のもの		1,200	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	占用面積1平方 メートルにつき1日	6		法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	占用面積1平方 メートルにつき1日	16	
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき1月	58			その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき1月	160	
政令第7条第1号に掲	看板(アーチ であるも	一時的に 設けるも	表示面積1平方 メートルにつき1月	58	政令第7条第1号に掲	看板(アーチ であるも	一時的に 設けるも	表示面積1平方 メートルにつき1月	160

げる物件	の を 除く。)	の その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	580	げる物件	の を 除く。)	の その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,600
	標識		1本につき1年	900		標識		1本につき1年	990
	旗ざお	祭礼, 縁日 その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	6		旗ざお	祭礼, 縁日 その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	16
		その他のもの	1本につき1月	58			その他のもの	1本につき1月	160
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日 その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6		幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日 その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	16
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	58			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	160
	アチ	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月	580		アチ	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月	1,600
			290				800		
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき1年	1,100					

政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を 乗じて得た 額					
政令第7条第4号に掲げる工事用 施設及び同条第5号に掲げる工事 用材料		占用面積1平方 メートルにつき1月	58		政令第7条第2号に掲げる工事用 施設及び同条第3号に掲げる工事 用材料	占用面積1平方 メートルにつき1月	160	
政令第7条第6号に掲げる仮設建 築物及び同条第7号に掲げる施設			110		政令第7条第4号に掲げる仮設建 築物及び同条第5号に掲げる施設		120	
政令第7条 第8号に掲 げる施設	上空、トンネルの上又は高 架の道路の路面下 (当該路面下の地下 を除く。)に設ける もの	占用面積1平方 メートルにつき1年	Aに0.024を 乗じて得た 額		政令第7条 第6号に掲 げる施設	上空、トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき1年	Aに0.014を 乗じて得た 額
	地下(トン ネルの上の地 下を除 く。)に 設けるも の		Aに0.005を 乗じて得た 額					
	階数が 1のも の		Aに0.008を 乗じて得た 額					
	階数が 2のも の		Aに0.01を 乗じて得た 額					
	階数が 3以上 のもの		Aに0.034を 乗じて得た 額					
	その他のもの		Aに0.025を 乗じて得た 額					
政令第7条 第9号に掲 げる施設	建築物		Aに0.024を 乗じて得た 額		政令第7条 第7号に掲 げる施設	建築物		Aに0.014を 乗じて得た 額
並びに同 条第10号 に掲げる	その他のもの		Aに0.017を 乗じて得た 額		並びに同 条第8号に 掲げる施	その他のもの		Aに0.01を 乗じて得た 額

施設及び 自動車駐 車場				設及び自 動車駐車 場			
政令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	上空, トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの その他のもの		Aに0.024を 乗じて得た 額 Aに0.034を 乗じて得た 額	政令第7条 第9号に 掲げる応 急仮設建 築物	上空, トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの その他のもの		Aに0.014を 乗じて得た 額 Aに0.025を 乗じて得た 額
	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を 乗じて得た 額		政令第7条第10号に掲げる器具		Aに0.025を 乗じて得た 額
政令第7条 第13号に 掲げる施 設	上空, トンネルの上又は高 速自動車国道若しく は自動車専用道路(高 架のものに限る。)の 路面下に設けるもの その他のもの		Aに0.024を 乗じて得た 額 Aに0.034を 乗じて得た 額	政令第7条 第11号に 掲げる施 設	上空, トンネルの上又は高 速自動車国道若しく は自動車専用道路(高 架のものに限る。)の 路面下に設けるもの その他のもの		Aに0.014を 乗じて得た 額 Aに0.025を 乗じて得た 額
その他のもの 備考 (略)	占用物件の種類ごとに市長が定める額			その他のもの 備考 (略)	占用物件の種類ごとに市長が定める額		



議案第27号参考 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（入居者資格等） 第6条（略） （1）・（2）（略） （3）現に住宅に困窮していることが<u>明らか</u>であること。 （4）市税を滞納していない<u>      </u>こと。ただし、市長が市営住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。 （5）（略） 2・3（略） （入居者資格の特例） 第7条（略） 2 前条の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第40条</u>の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。 3（略）</p> <p>（入居の手續） 第11条（略） （1）<u>連帯保証人と</u>の連署（連帯保証人が法人である場合は、<u>連帯保証人</u>については記名押印。第2項において同じ。）による請書を提出すること。 （2）・（3）（略） 2（略）</p>	<p>（入居者資格等） 第6条（略） （1）・（2）（略） （3）現に住宅に困窮していることが<u>明らかなる者</u>であること。 （4）市税を滞納していない<u>者である</u>こと。ただし、市長が市営住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。 （5）（略） 2・3（略） （入居者資格の特例） 第7条（略） 2 前条の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第21条</u>の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。 3（略）</p> <p>（入居の手續） 第11条（略） （1）<u>連帯保証人の</u>連署する請書を提出すること。 _____</p> <p>（2）・（3）（略） 2（略） 3 <u>第1項第1号の連帯保証人は、次に掲げる条件の全てを具備する者でなければならない。ただし、第1号に掲げる条件については、市長が特別の事情があると認める場合にあつては、この限りでない。</u> <u>（1）市内に住所を有する者であること。</u> <u>（2）独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者であ</u></p>

- 3 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項に規定する期間内に同項各号に規定する手続きをしないときは、入居の決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項の手続きをしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。
- 5 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を得たときは、この限りでない。

(連帯保証人\_\_\_\_\_)

第12条 前条第1項第1号の連帯保証人は、次に掲げる者とする。

(1) 次の条件のいずれも具備する個人で市長が適当と認める者

ア 市内に住所を有すること。(市長が特別の事情があると認める場合を除く。)

イ 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有すること。

(2) 市長が適当と認める法人

2 市営住宅の入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに連帯保証人を変更し、市長の承認を得なければならない。

(1) 死亡し、又は解散したとき。

(2) (略)

(3) 住所又は居所(法人にあつては、代表者の住所又は居所)が不明になったとき。

(4) (略)

(5) 前条第1項第1号の請書に基づき市営住宅の入居者に代わって負担した額が極度額(民法(明治29年法律第89号)第465条の2第1項に規定する極度額をいう。)に達したとき。

(6) その他市長が必要と認めてその変更を求めたとき。

3 市営住宅の入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先(法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称)その他市長が別に定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

ること。

4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項に規定する期間内に同項各号に規定する手続きをしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項の手続きをしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を得たときは、この限りでない。

(連帯保証人の変更等)

第12条

市営住宅の入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに連帯保証人を変更し、市長の承認を得なければならない。

(1) 死亡した\_\_\_\_\_とき。

(2) (略)

(3) 住所又は居所\_\_\_\_\_が不明になったとき。

(4) (略)

(5) その他市長が必要と認めてその変更を求めたとき。

2 市営住宅の入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先\_\_\_\_\_に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

<p>(敷金)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。</p> <p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡したとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行、第32条第2項(第36条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第41条第3項若しくは第4項の金銭又は損害賠償金があるときは、当該敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。</p> <p>4 敷金に係る利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。</p> <p>5 敷金には利子をつけない。</p> <p>(市営住宅の明渡請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、市営住宅について第1項第1号の規定に該当することにより、同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第67条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は第32条第2項若しくは第41条第3項若しくは第4項の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>	<p>(敷金)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡したとき、これを還付する。ただし、未納の家賃_____, 第32条第2項_____若しくは第41条第3項及び第4項_____の金銭又は損害賠償金があるときは、当該敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。</p> <p>3 敷金に係る利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。</p> <p>4 敷金には利子をつけない。</p> <p>(市営住宅の明渡請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、市営住宅について第1項第1号の規定に該当することにより、同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第67条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃_____の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>
---	--

別表（第3条関係）

1 市営住宅

番号	名称	位置	構造	戸数	設置の時期
1～21 (略)					
22	猿の出住宅	赤瀬川1010番地2	木造平家建	<u>6</u>	昭和36年3月31日
23～30 (略)					
31	上松住宅	赤瀬川137番地	木造平家建	<u>3</u>	昭和32年12月23日
32～57 (略)					

別表（第3条関係）

1 市営住宅

番号	名称	位置	構造	戸数	設置の時期
1～21 (略)					
22	猿の出住宅	赤瀬川1010番地2	木造平家建	<u>7</u>	昭和36年3月31日
23～30 (略)					
31	上松住宅	赤瀬川137番地	木造平家建	<u>5</u>	昭和32年12月23日
32～57 (略)					
<u>58</u>	大川住宅	大川8838番地2	簡易耐火平家建	<u>2</u>	昭和41年3月10日

議案第28号参考 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市都市公園条例（昭和32年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				現 行			
別表第1（第6条の2，第6条の5関係）				別表第1（第6条の2，第6条の5関係）			
公園名	有料公園施設の種類及び名称	休館日又は休場日	使用時間	公園名	有料公園施設の種類及び名称	休館日又は休場日	使用時間
阿久根総合運動公園	(略)	(略)	(略)	阿久根総合運動公園	(略)	(略)	(略)
番所丘公園	(略)	(略)	(略)	番所丘公園	(略)	(略)	(略)
阿久根大島公園	海の家（A棟・B棟・C棟），バンガロー	<u>なし</u>	終日	阿久根大島公園	海の家（A棟・B棟・C棟），バンガロー	<u>7月の第1土曜日から8月31日までを除く日</u>	終日

議案第29号参考 簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の改正等に関する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市特別会計条例（昭和39年阿久根市条例第22号）

（第1条関係）

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により，次の各号に掲げる特別会計を，当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1) 国民健康保険特別会計 国民健康保険事業</p> <p><u>(2) 交通災害共済特別会計 交通災害共済事業</u></p> <p><u>(3) 介護保険特別会計 介護保険事業</u></p> <p><u>(4) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により，次の各号に掲げる特別会計を，当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1) 国民健康保険特別会計 国民健康保険事業</p> <p><u>(2) 簡易水道特別会計 簡易水道事業</u></p> <p><u>(3) 交通災害共済特別会計 交通災害共済事業</u></p> <p><u>(4) 介護保険特別会計 介護保険事業</u></p> <p><u>(5) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</u></p>

○ 阿久根市給水条例（昭和40年阿久根市条例第11号）  
（第2条関係）

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（手数料）</p> <p>第37条 手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第9条第1項の指定をするとき 1件につき 14,000円</p> <p><u>(2) 第9条第1項の指定の更新をするとき 1件につき 10,000円</u></p> <p><u>(3) 第9条第2項の工事の検査をするとき 1回につき 1,000円</u></p> <p><u>(4) 第23条の規定による消火栓使用の立会いをするとき 1回につき 1,000円</u></p> <p><u>(5) 開栓及び閉栓したとき 1回につき 300円</u></p> <p><u>(6) 料金及び手数料について督促状を発行したとき 1件につき 100円</u></p> <p>2 前項（<u>第6号</u>の規定を除く。）の手数料は、申込者が申込みのときに納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込後に納入することができる。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第40条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（手数料）</p> <p>第37条 手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第9条第1項の指定をするとき 1件につき 14,000円</p> <p>(2) 第9条第2項の工事の検査をするとき 1回につき 1,000円</p> <p><u>(3) 第23条の規定による消火栓使用の立会いをするとき 1回につき 1,000円</u></p> <p><u>(4) 開栓及び閉栓したとき 1回につき 300円</u></p> <p><u>(5) 料金及び手数料について督促状を発行したとき 1件につき 100円</u></p> <p>2 前項（<u>第5号</u>の規定を除く。）の手数料は、申込者が申込みのときに納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込後に納入することができる。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第40条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第4条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 （略）</p>

○ 阿久根市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年阿久根市条例第12号）  
（第3条関係）

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	現 行																																
<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 給水区域は、別表のとおりとする。</p> <p>3 給水人口は、<u>19,900人</u>とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>13,731立方メートル</u>とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第4項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が300千円以上である場合とする。</p> <p>別表（第2条関係） 水道事業給水区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">給水区域</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">町・大字</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大丸町 ～ 晴海町</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>塩鶴町</u></td> <td style="text-align: center;"><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>塩浜町</u></td> <td style="text-align: center;"><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">波留</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤瀬川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>折口</u></td> <td style="text-align: center;"><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>多田</u></td> <td style="text-align: center;"><u>〃</u></td> </tr> </tbody> </table>	給水区域		町・大字	区域	大丸町 ～ 晴海町	(略)	<u>塩鶴町</u>	<u>〃</u>	<u>塩浜町</u>	<u>〃</u>	波留	〃	赤瀬川	〃	<u>折口</u>	<u>〃</u>	<u>多田</u>	<u>〃</u>	<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 給水区域は、別表のとおりとする</p> <p>3 給水人口は、<u>18,500人</u>とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>12,562立方メートル</u>とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第4項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が300千円以上である場合とする。</p> <p>別表（第2条関係） 水道事業給水区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">給水区域</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">町・大字</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大丸町 ～ 晴海町</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">波留</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤瀬川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>西目</u></td> <td style="text-align: center;"><u>佐潟, 高之口, 大川島, 飛松</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>折口</u></td> <td style="text-align: center;"><u>牟田, 折口東, 永田上, 永田下, 大林</u></td> </tr> </tbody> </table>	給水区域		町・大字	区域	大丸町 ～ 晴海町	(略)	波留	〃	赤瀬川	〃	<u>西目</u>	<u>佐潟, 高之口, 大川島, 飛松</u>	<u>折口</u>	<u>牟田, 折口東, 永田上, 永田下, 大林</u>
給水区域																																	
町・大字	区域																																
大丸町 ～ 晴海町	(略)																																
<u>塩鶴町</u>	<u>〃</u>																																
<u>塩浜町</u>	<u>〃</u>																																
波留	〃																																
赤瀬川	〃																																
<u>折口</u>	<u>〃</u>																																
<u>多田</u>	<u>〃</u>																																
給水区域																																	
町・大字	区域																																
大丸町 ～ 晴海町	(略)																																
波留	〃																																
赤瀬川	〃																																
<u>西目</u>	<u>佐潟, 高之口, 大川島, 飛松</u>																																
<u>折口</u>	<u>牟田, 折口東, 永田上, 永田下, 大林</u>																																

鶴川内	〃（木佐木野，尾原，米次を除く。）		山下	遠矢，馬場（園田地区を除く。）
山下	〃（弓木野を除く。）		多田	内田，大下，丸内，陳之尾
西目	〃（落を除く。）		鶴川内	桑原城下の一部
大川	〃（尻無の一部を除く。）			
脇本	〃（大瀨川，松ヶ根，八郷の一部を除く。）			



